

2023年 第11回若手難民研究者奨励賞 応募要領

1. 奨励賞の趣旨

近年、日本における難民政策や制度は、ウクライナ難民の受け入れ、入管法改正案の提出をはじめ、新たな動きや付随する様々な議論が見られますが、庇護希望者を含む難民は、新型コロナウイルスによる社会環境の変化なども重なり状況は依然厳しいままにあります。そして世界各地における「難民危機」の発生という事象は残念なことに解決されることなく、国際的な重要課題であり続けています。

このような中、日本において難民に関する研究を行う研究者は増えているものの、その広がりや相互交流は未だ発展の途中にあるといえます。そこで私たちは、分野にかかわらず、難民に関する研究をご支援させていただきたいと願い、さらに、新しい発想で複数領域にまたがる研究が生まれることも期待して本奨励賞を実施いたします。

2. 奨励賞の目的

難民研究を志す若手研究者の有望な研究を奨励し、その成果を発表する機会を提供することで、難民研究者の育成に寄与します。

3. 奨励賞の研究対象

難民研究として、難民・無国籍問題および強制移住等の研究を対象とします。難民研究を志す方であれば、研究分野および対象地域は限定しません。

4. 奨励賞の対象者

- ・研究者および研究者志望の応募者は、大学院博士前期課程・後期課程の在籍者、博士課程を単位取得退学し博士論文を執筆している方、博士学位取得後5年以内の方を対象とします。
- ・実務家や民間機関等所属の応募者は、学歴、研究業績、研究分野や実務での実績などから、奨励賞の目的を鑑みて、奨励賞の対象に該当するか、および研究能力と論文執筆能力があるかどうかを判断します。

5. 奨励賞の概要

(1) 応募資格

- 国籍、所属、居住地、年齢などは不問です。
※若手研究者とは、実年齢を指すものではなく、キャリアとしての若手を指します。
 - 成果論文は、難民研究フォーラム機関誌『難民研究ジャーナル』への掲載を想定しているため、日本語での作成とします。
 - 完全公募制であり自由に応募いただけますが、日本在住者を優先します。
- 本申請の研究内容が、応募者の所属する団体・組織等から資金を受けている場合は、応募資格に該当しません。
 - 原則として、一つのテーマとして独立した個人研究（ただし、少人数グループによる共同研究も含む）を対象とします。
 - 同一年の奨励賞に、同一人物（少人数グループ）が複数応募することはできません。
 - 本奨励賞を過去に受賞された方でも再度、応募することができます。しかし、審査は別途に実施され、前回の研究成果からの発展性などを含め、審査をします。

(2) 奨励金額

授賞 1 件につき 30 万円を上限とし、総額 120 万円とします。

※ただし、過去の受賞者の奨励金額は 20 万円を上限とします。

(3) 奨励金の使途

特に指定はありません。

※ただし、応募者が所属する団体・組織等の間接経費や一般管理費等への使用は禁じます。

(4) 奨励期間

奨励賞受賞時から、成果論文に対する査読終了時まで（2024 年 10 月末日予定）とします。

(5) 書類の提出

申請書、研究計画書とともに、以下の項目について、該当する事項は応募時にご提出ください。

イ. 研究計画に関連する論文：研究計画に関連する日本語での過去の業績論文（研究ノートを含む）等をご提出ください。論文は 1 点、抄録は 2 点の計 3 点まで提出できるものとします。

※日本語で執筆した研究計画に関連する業績がない場合に限り、英文論文等または研究計画との関連の低い日本語の論文等を 1 点まで提出できます。日本語および英語以外の外国語論文等の提出を希望する場合は、日本語で抄録を作成し、提出してください。

※本奨励賞の過去の受賞者は、前回受賞後の研究論文等があればご提出ください。

ロ. これまでの研究業績：これまでの研究業績の一覧表をご提出ください。また、学位取得者は、学位取得年月日および学位論文名を記載してください。過去の業績に外国語で執筆した研究業績が含まれる場合は、併せて和訳を記載してください。

ハ. 研究や調査に関する規則・規程（※人（難民）を対象とする研究に該当する場合のみ）：
所属先の研究に関する倫理規則や規程、個人情報保護に関する規程等をご提出ください（規則や規定等がない場合、および所属先の倫理審査委員会を経る予定がない場合は、その旨を研究計画書内に記載ください）。

ニ. 危険地域への調査、および新型コロナウイルスに係る各国・地域の入国制限措置および入国に際しての条件・行動制限措置に該当する地域への調査（※現地調査を予定している場合のみ）：
調査実施地域が外務省の各国渡航情報等における危険地域、紛争地域と重なる等に該当する場合、および新型コロナウイルスに係る各国・地域の入国制限措置および入国に際しての条件・行動制限措置として、外務省の各国に対する感染症危険情報の発出等に該当する国・地域への調査の場合は、別紙にて、研究調査地域への渡航・入国調査の実現可能性を記載し、併せて想定されている研究調査場所や調査方法を具体的に記載してください。

ホ. 共同研究者一覧（※少人数グループの共同研究での応募の場合のみ）：
別紙にて、共同研究者一覧をご提出ください。一覧には、氏名、専門分野、所属、申請内容に係る過去の業績論文、研究計画における各共同研究者の役割を記載してください。

(6) 追加書類の提出に関する選考協力

事務局がさらに必要と判断した場合、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

(7) 奨励賞受賞の条件

受賞内定者は、原則、以下の内容について同意書を提出することで受賞が決定します。

イ. 申請研究の経過・成果報告を一般公開すること。

- ロ. 奨励賞授賞式に、受賞者本人が出席すること。
(授賞式は2023年6月下旬～7月上旬に東京都内で開催予定。交通費を一部補助します。)
- ハ. 研究内容に変更が生じた場合、遅滞なく速やかに事務局に報告の後、申請内容変更書により変更許可を受けること。
- ニ. 中間報告会に、受賞者本人が中間報告書を提出して出席すること。
(2024年1月下旬～2月上旬開催予定。中間発表資料を中間報告書とします。)
- ホ. 成果報告は、研究テーマ(研究概要)に基づいた論文(20,000字)を日本語で、『難民研究ジャーナル』執筆要項にしたがい、**2024年5月末日までに**提出すること。
なお、本フォーラム査読を経て、再考/再提出を求めることがあります。
- ヘ. 成果論文は、査読結果にもとづき、難民研究フォーラムの機関誌『難民研究ジャーナル』に「論文」、「研究ノート」、若しくは「研究概要」として掲載すること。
- ト. 成果論文を他の媒体等で発表することを希望する場合は、事前に事務局へ相談すること。
- チ. 本奨励賞の研究を他の論文・報告等に活用する場合は、本奨励賞を受けたことを掲載、提示することおよび事前に事務局に報告すること。
- リ. 本人の氏名、研究テーマ、授賞式の写真を本フォーラムホームページ上に掲載すること。
- ヌ. 授賞式の翌月末日までに、奨励金を真如苑から振込めるように、期日までに口座を指定すること。
- ル. 成果論文の提出がない場合は、事務局より奨励金の返納を求めること。

6. 応募方法・応募期間

下記の難民研究フォーラムウェブサイトから「申請書」および「研究計画書」をダウンロードいただき上記5-(5)をご確認の上、必要書類とともに、**電子メールにて**下記応募先までご提出ください。

応募期間：2023年1月6日(金)～2023年3月23日(木)

締切：日本時間2023年3月23日(木)24時(24日深夜0時)まで

7. 選考方法・結果通知等

(1) 選考方法

選考は、難民研究フォーラム事務局が選定する委員からなる第11回若手難民研究者奨励賞審査委員会において、提出された書類の個別審査および審議の上で受賞候補者を選定します。選考においては、提出書類に基づき、研究計画書における①問題設定、②学術的意義、独創性、③社会への貢献、④研究の計画性、実現可能性、および申請者の若手性を総合的に評価します。

(2) 結果通知等

- イ. 受賞者への内定通知は、6月上旬を予定しています。
- ロ. 結果の通知は、電子メール又は書面にて通知します。なお、期日までに通知に同封の同意書に署名し、事務局への提出(返送)により受賞が確定します。
- ハ. 採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますのでご了承ください。

8. 個人情報取扱いについて

- (1) 個人情報は原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用します。
- (2) 法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

9. 主催・共催

主催：真如苑 共催：難民研究フォーラム

10. 応募・お問い合わせ先（選考責任、申込書提出先）

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-2 TASビル4階 難民支援協会気付
難民研究フォーラム 若手難民研究者奨励事業係

info@refugeestudies.jp （お問い合わせはメールにてお願いします）

<http://www.refugeestudies.jp/>



以上